

大阪府情報公開条例の運用状況

(令和7年度)

1	行政文書の公開・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	情報公開審査会への諮問・・・・・・・・	3
3	法人文書の公開・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	会議の公開・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	出資法人の情報公開・・・・・・・・	6

1 行政文書の公開

[請求処理状況]

府の行政機関が保有する文書に関し、1,835 件（うち取下げ 257 件）の公開請求があった。

請求方法は、インターネットによるものが最も多く 53%（979 件）を占めた。

公開請求のうち、取下げを除く 1,578 件に対し、1,712 件の決定を行った（1 件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多い。）。

決定の主な内訳は、部分公開決定（一部非公開）が 854 件と最も多く、次いで不存在による非公開決定が 414 件、全部公開決定が 358 件となっている。

決定処理のうち知事部局が 55%を占めている。決定処理を行った部局別では、教育庁（631 件）が最も多く、次いで、都市整備部（281 件）となっている。

区 分		令和 6 年度(件)	令和 7 年度(件)
行政文書公開請求の件数		1,296	1,835
請求方法別 内訳	窓口提出	326	297
	府ホームページからの入力（インターネット）	799	979
	ファクシミリで送信	83	515
	郵送	88	44
行政文書公開請求の取下げ件数		249	257
行政文書公開請求の件数（取下げ件数を除く。）		1,047	1,578
実施機関の決定の件数（注）1		1,449	1,712
決定内容別 内訳 （注）2	全部公開	352	358
	部分公開（一部非公開）	687	854
	全部非公開（非公開情報に該当する場合）	40	40
	不存在による非公開	349	414
	存否応答拒否による非公開	21	46
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1 1 件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1 件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

2 非公開決定の内容

- 部分公開（一部非公開）：個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開：文書の保存期間が経過し、すでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開：行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定（条例第 12 条）。
- 適用除外による非公開：刑事訴訟に関する書類及び押収物については、条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定（条例第 40 条の 2）。
- 要件不備による非公開：行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定（条例第 7 条第 1 項、第 6 項）。

(各部局、各行政委員会等における決定の件数)

部 局 区 分		令和6年度(件)	令和7年度(件)
知 事 部 局	副首都推進局	9	7
	政策企画部	20	10
	万博推進局	47	25
	総務部	52	58
	財務部	33	65
	スマートシティ戦略部	1	2
	府民文化部	121	102
	IR 推進局	6	11
	福祉部	58	35
	健康医療部	123	185
	商工労働部	58	29
	環境農林水産部	104	90
	都市整備部	264	281
	大阪都市計画局	10	4
	大阪港湾局	33	38
	会計局	1	4
小計		940	946
行政委員会等	教育庁	347	631
	選挙管理委員会	41	48
	監査委員	1	1
	人事委員会	3	0
	労働委員会	0	0
	収用委員会	0	0
	海区漁業調整委員会	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0
	公安委員会	0	0
	警察本部	117	86
小計		509	766
		1,449	1,712

[非公開理由の適用状況]

非公開決定（不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。）の状況としては、個人情報（理由とするものが751件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報（法人等情報）であることを理由とするものが318件となっている。

区 分	非 公 開 理 由		令和6年度(件)	令和7年度(件)
公開しないこと ができる情報	法人等情報（条例第8条第1項第1号、第2項第1号）		328	318
	任意提供情報（条例第8条第1項第2号、第2項第1号）		11	11
	意思形成支障情報（条例第8条第1項第3号、第2項第1号）		22	10
	事務執行支障情報（条例第8条第1項第4号、第2項第1号）		188	176
	公共安全支障情報		60	49
	内 訳	公共安全支障情報（条例第8条第1項第5号）	19	16
		公共安全支障情報（条例第8条第2項第2号）	22	15
		公共安全支障情報（条例第8条第2項第3号）	19	18
公 開 し て は ならない情報	個人情報（条例第9条第1号）		551	751
	法令秘情報（条例第9条第2号）		5	3

○部分公開＋全部非公開＋存否応答拒否による非公開の総数（不存在による非公開を除く。）

令和7年度：940件 令和6年度：748件

（注）1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非公開の総数より非公開理由別の件数が多くなっている。

2 情報公開審査会への諮問

情報公開審査会においては、情報公開条例の規定による公開決定等に対する審査請求及び同条例の運用に関する事項についての調査審議、情報公開制度の在り方についての建議に関する事務を行っている。

諮問された件数は120件（審査請求事案：117件、条例の運用等に関する建議：3件）で、過年度の諮問案件も含め56件の答申を行った。

発出した答申について、〔諮問から答申まで〕の平均日数は740日、〔審査請求から裁決まで〕の平均日数は1135日を要した。

※ 審査請求事案は〔審査請求→〔諮問→答申〕→裁決〕との流れで処理される。

〔審査請求の処理状況〕

（年度ごとの処理件数）

区 分	結 論	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
31（元）年度の諮問	棄却	—	8 件	—	—
	一部認容	1 件	—	—	—
2 年度の諮問	棄却	5 件	22 件	3 件	—
	一部認容	4 件	1 件	2 件	—
	認容	—	—	—	—
3 年度の諮問	棄却	14 件	20 件	4 件	2 件
	一部認容	4 件	1 件	3 件	2 件
	認容	—	3 件	1 件	—
4 年度の諮問	棄却	—	2 件	20 件	2 件
	一部認容	—	—	4 件	4 件
	認容	—	—	3 件	—
5 年度の諮問	棄却	—	—	7 件	39 件
	一部認容	—	—	2 件	4 件
	却下	—	—	—	1 件
6 年度の諮問	棄却	—	—	—	13 件
	却下	—	—	—	2 件
7 年度の諮問	棄却	—	—	—	—
	認容	—	—	—	—
計	204 件	28 件	57 件	49 件	69 件

※年度ごとに何件処理を行ったかを表している。

※複数の審査請求について、一の答申で判断を示すことがあるため、答申数と処理件数は一致しない場合がある。

（処理日数の分布）

処理日数	諮問～答申（件）	審査請求～裁決（件）
～600	19	0
601～800	27	2
801～1000	16	31
1001～1200	6	11
1201～	1	22
合計	69	66

※合計件数が合致しないのは、答申発出後、未裁決の案件があるため。

公開請求に対する実施機関の決定について、令和7年度に諮問のあった審査請求は117件であった。

(年度ごとの審査請求の処理状況)

区 分	係属 事案計 (A)+(B)+(C)	取下げ 件数 (A)	処 理 件 数					(B)のうち 裁決済件数	答申待ち の件数(C)
			計 (B)	認容	一部 認容	棄却	却下		
3年度の諮問事案	60件	4件	55件	4件	10件	41件	0件	55件	1件
4年度の諮問事案	36件	1件	35件	3件	8件	24件	0件	35件	0件
5年度の諮問案件	65件	0件	53件	0件	6件	46件	1件	51件	12件
6年度の諮問案件	107件	3件	15件	0件	0件	13件	2件	1件	89件
7年度の諮問案件	117件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	116件
計	385件	9件	158件	7件	24件	124件	3件	142件	218件

※当該年度に諮問された事案に対し、どのような処理等がなされたかを表している。

3 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は70件であり、実施法人は69件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が17件、部分公開決定が22件、全部非公開が20件、存否応答拒否による非公開が5件、不存在による非公開決定が5件であった。

なお、非公開理由は、個人情報进行理由とするものが30件、法人等情報を理由とするものが3件、意思形成過程情報を理由とするものが17件、事務執行支障情報を理由とするものが24件であった（1件の公開請求について複数決定が行われる場合や請求受付後に請求の取下げがなされる場合があるため、請求件数と決定件数が一致しない。）。

(法人別文書請求件数)

区 分	令和6年度(件)	令和7年度(件)
公立大学法人大阪（大阪府立大学）	28	45
大阪府立病院機構	7	8
大阪健康安全基盤研究所	0	0
大阪産業技術研究所	0	0
大阪府立環境農林水産総合研究所	1	0
大阪府住宅供給公社	7	13
大阪府土地開発公社	1	1
大阪府道路公社	1	3
合 計	45	70

(法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

区 分		令和6年度(件)	令和7年度(件)
法人文書公開請求の件数		45	70
法人文書公開請求の取下げ件数		3	5
実施法人の決定の件数		72	69
決定内容 別内訳	全部公開	18	17
	部分公開（一部非公開）	34	22
	全部非公開（非公開情報に該当する場合）	10	20
	存否応答拒否による非公開	1	5
	不存在による非公開	8	5
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	1	0

(注) 1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が取下げを除いた請求件数を上回ることがある。

4 情報の提供

府が保有する公開可能な情報については、府民等の申出に応じて、担当課及び府政情報センターで情報提供を行うこととしている。このうち、府政刊行物の販売部数は316部あり、「乳幼児期からの発達支援 なんでもか... ???は気づきのスタート」(83部)、「大阪府職員録(令和7年6月1日)」(67部)、「令和8年度大阪府公立高等学校入学選抜実施要項」(56部)の販売部数が上位を占めた。

5 情報の公表

(1) 府政情報センターにおける資料の公表等

府政に関する基礎的な情報や政策形成過程の情報について、ホームページに掲載するなどして積極的に公表を行っている。

なお、府政情報センターでは358件の資料等を公表した。

府政情報センターで 公表した資料等の件数		令和6年度(件)	令和7年度(件)
		442	358
内 訳	府政に関する基礎情報	192	171
	政策形成過程情報	114	70
	その他	136	117

(注) 1 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
 - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
 - ・ 府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
 - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
 - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
 - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第3条第4項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの)
 - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
 - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
 - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
 - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要 他

2 1件の資料について、複数の内訳に該当する場合があるため、内訳の件数が資料等の件数を上回ることがある。

(2) 特別顧問及び特別参与の職務の公表等

「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給した、特別顧問及び特別参与については、「特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針」により、従事した職務の遂行に係る情報について、事前・事後ともに公表を行っている。

また、特別顧問等が職務に従事している場における当該実施状況のうち、副首都推進本部会議等での助言、成果物の知事等への報告、特別顧問等相互間での意見交換については、会議の傍聴や動画配信等によるライブ公開を行っている。

区 分	令和6年度(件)	令和7年度(件)
事前公表	30	49
事後公表	31	57

(注) ・ライブ公開件数は、令和7年度5件、令和6年度3件。ライブ公開件数は事前公表件数及び事後公表件数に含まれない。

- ・事前公表と事後公表の件数が一致しないのは、職務の従事が急遽決まり、事前公表を行う暇がなかったものがあるため。

6 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等（法令又は条例で設置）は、令和7年度において246あった。このうち159の審議会等が公開会議（議題等により非公開とする旨の留保付きのもの等を含む。）であった。

7 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

令和7年度は対象法人すべて（16法人）で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、1法人において計3件であった。

区 分		令和6年度(件)	令和7年度(件)
情報公開申出制度実施法人数		17 法人	16 法人
公開申出のあった法人		2 法人	1 法人
公開申出の件数		8 件	3 件
決定の件数		8 件	3 件
決定内容 別内訳	全部公開	1 件	0 件
	部分公開（一部非公開）	6 件	3 件
	全部非公開（非公開情報に該当する場合）	0 件	0 件
	存否応答拒否による非公開	0 件	0 件
	不存在による非公開	1 件	0 件

（注）・1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が公開申出の件数を上回ることがある。